

令和7年度の診療報酬改定について

1月29日、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）にて、令和7年度に行う期中の診療報酬改定が承認されました。

本号では、承認された内容より、オモテ面は入院時の食費基準額の取扱い、ウラ面では特定薬剤管理指導加算の取扱いについて中医協の議論等も含めて一部紹介します。

Topic解説

入院時の食費基準額の取扱いについての議論

令和6年度診療報酬改定にて、入院時の食費基準の見直しが行われましたが、改定による影響、食費等の動向等を把握し、検証を行うこととされていました。

その後の食費支出は、引き続き伸びている状況が確認されています。（図1）

【図1】食料支出・消費者物価指数（CPI）の動向

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 1-10月平均
食料支出（円）	79,348	80,461	80,198	79,401	81,888	86,554	87,562
CPI（食料）の伸び（%）	0.0	0.5	1.8	1.8	6.4	15.0	19.5
CPI（総合）（%）	0.0	0.5	0.5	0.3	2.8	6.1	8.8

※CPI（食料）の伸び、CPI（総合）については2018年比の数値
総務省「消費者物価指数」、総務省「家計調査」から作成。家計調査は2人以上の世帯のデータを使用。

給食管理に携わる管理栄養士・栄養士が物価高騰の対策として行っている工夫として、「業者から安価な食材を紹介してもらう」、「価格変動が少ない食材の使用頻度を増やす」、「冷凍食材や加工食品を増やす」などが行われていますが、長期化すると食事の質の低下が懸念されています。

入院時の食費の基準の見直しについて、医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、入院時の食費基準額の引き上げが行われます。

入院時食事療養（Ⅰ）・（Ⅱ）の費用の額及び入院時生活療養（Ⅰ）・（Ⅱ）のうち食事の提供たる療養の費用の額について、それぞれ1食当たり20円引き上げる。

【食事療養及び生活療養の費用額算定表】

第一 食事療養

- 入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき）
 - （1）（2）以外の食事療養を行う場合 670円 ⇒ 690円
 - （2）流動食のみを提供する場合 605円 ⇒ 625円
- 入院時食事療養（Ⅱ）（1食につき）
 - （1）（2）以外の食事療養を行う場合 536円 ⇒ 556円
 - （2）流動食のみを提供する場合 490円 ⇒ 510円

第二 生活療養

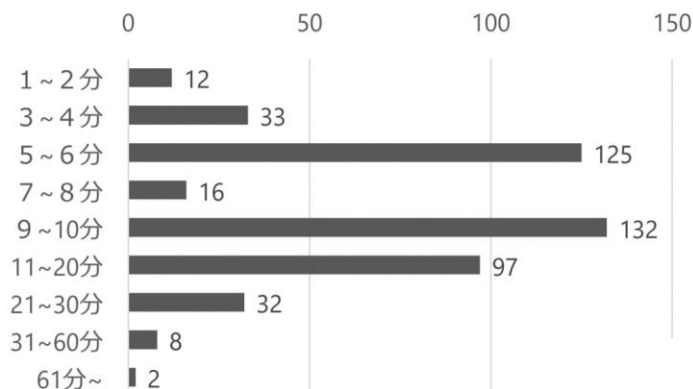
- 入院時生活療養（Ⅰ）
 - （1）健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき）
 - イ □ 以外の食事の提供たる療養を行う場合 584円 ⇒ 604円
 - 流動食のみを提供する場合 530円 ⇒ 550円
- 入院時生活療養（Ⅱ）
 - （1）食事の提供たる療養（1食につき） 450円 ⇒ 470円

【適用日】 令和7年4月1日から適用する。

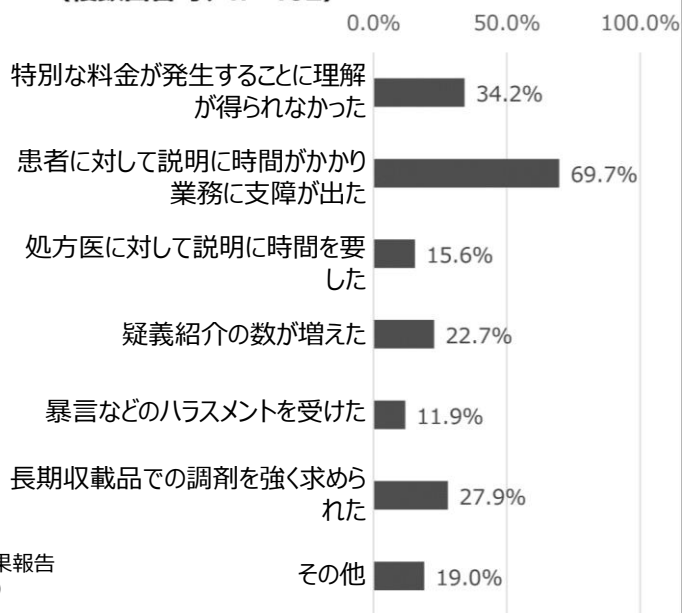
特定薬剤管理指導加算 3 口の評価についての議論

保険薬局における長期収載品の選定療養に関する患者への対応については、約9割の薬局が負担感を訴えており、患者への説明に長時間を要する場合がある（図2）ほか、業務に支障が出た等の対応困難事例（図3）が公表されています。

【図2】長期収載品の選定療養に関する患者への説明に要した時間（最も長くかった場合、n=457）



【図3】長期収載品の選定療養に関する対応困難事例等（複数回答可、n=462）



出典：「長期収載品の選定療養に関する薬局での対応状況調査委」の集計結果報告（2024年10月、東京都薬剤師会協会、回答期間：10月15日～10月21日）

特定薬剤管理指導加算 3 口について、令和6年10月1日から長期収載品の選定療養が施行され、患者への説明など保険薬局の業務負担が更に増加していること等を踏まえ、評価の見直しを行う。

【服薬管理指導料】

[算定要件]

注7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、**特定薬剤管理指導加算 3**として、患者 1 人につき当該品目に関して最初に処方された 1 回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 5点 ⇒ **10点**

【かかりつけ薬剤師指導料】

[算定要件]

注5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、**特定薬剤管理指導加算 3**として、患者 1 人につき当該品目に関して最初に処方された 1 回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 5点 ⇒ **10点**

[適用日] 令和7年4月1日から適用する。

参考：厚生労働省_中協総会（2025/1/15）総-5参考をもとに作成
参考：厚生労働省_中協総会（2025/1/29）総-8-1 をもとに作成

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48696.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_49588.html

